

「文化芸術による地域づくり事業」助成金交付要綱

平成 22 年 4 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、創造都市形成に寄与することを目的として行う芸術文化活動への支援を実施するため、「文化芸術による地域づくり事業」助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる団体、活動)

第 2 条 助成の対象となる団体は、芸術の創造、または文化水準の向上を図る営利を目的としない横浜市民、NPO等が中心となって組織した実行委員会または団体とする。

2 助成の対象となる活動は、フェスティバル部門「横浜アートサイト」（以下「横浜アートサイト」という。）、コミュニティ部門「コミュニティ+アート」（以下「コミュニティ+アート」という。）と 2 部門に分け、以下の各号に掲げるものとする。

「横浜アートサイト」	「コミュニティ+アート」
(1) 開催地域外も含めた集客性を見込めるフェスティバル性のあるもの。 (2) 美術、映像、音楽、舞台芸術などアートにかかわるものであればジャンルを問わない。 (3) 地域の街並みや歴史、住民、国際性など横浜の地域資源を積極的に活用して魅力を引き出すとともに、事業実施を通じてコミュニティの活性化を目指すもの。	(1) 商店街、自治会等の組織や福祉施設、病院、学校等の施設において、美術、映像、音楽、舞台芸術などのアートを介し、地域福祉や環境問題等それぞれが抱える課題の解決やコミュニティの活性化に向けて取り組む公益的な事業。 (2) 普段はアートに触れる機会の少ない方々も含め、アートをツールとして用いることにより、参加者全員に一体感を醸成することを目指すもの。

(助成の対象とならない活動)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象から除外する。

- (1) 政党・政治的団体としての活動を目的とするもの。
- (2) 宗教の布教を目的とするもの。
- (3) 主として営利を目的とするもの。
- (4) その他公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの。

(助成の対象となる期間)

第 4 条 助成の対象となる活動の実施期間は、以下の期間とする。

「横浜アートサイト」	「コミュニティ+アート」
所定の期間内での実施	所定の期間内での実施

(助成の対象となる経費)

第 5 条 助成の対象となる経費は以下のとおりとする。

- (1) 出演料、企画料
- (2) 作品制作費
- (3) 会場使用費
- (4) 印刷費、郵送費、保険料など事務費
- (5) 著作権料
- (6) 実施事業当日運営費（飲食に関わる経費を除く）
- (7) その事業実施にあたって必要な経費で理事長が認めるもの

2 助成の対象外となる経費は以下のとおりとする。

- (1) レセプション、打ち上げ、交流会等の飲食に関わる経費
- (2) 記念品代、お土産代等の交際費
- (3) 事務所賃料、事務機器の購入費などの管理経費
- (4) 予備費・雑費等の使途が曖昧な経費、領収書等が残っていない経費
- (5) 美術作品の買上げ費、楽器の購入経費
- (6) 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）
- (7) その他、事業実施にあたる経費で理事長が認めないもの

（助成の申請）

第 6 条 助成金の交付を希望する者は、「文化芸術による地域づくり事業」助成金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第 1 号）を、別途定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 申請に際し、「横浜アートサイト」「コミュニティ+アート」両部門への重複応募は不可とする。

（「文化芸術による地域づくり事業」選考委員会）

第 7 条 助成金の交付について理事長に対して助言を行うため、「文化芸術による地域づくり事業」選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

（支援の方法及び内容）

第 8 条 助成金の額は、主催団体の事業実行能力、企画内容等を勘案し、予算の範囲内で決定する。

2 参加団体をつなぐネットワーク連携企画から実施運営までを担える提案に対しては、別途支援することができる。

3 委員会の判断により、企画内容が優れた団体に対しては、別途活動運営支援を行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（交付の条件）

第 9 条 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

「横浜アートサイト」	「コミュニティ+アート」
(1) キックオフミーティング、およびヒアリング、研修ミーティング等への 1 団体 1 名以上の参加。	(1) キックオフミーティング等への 1 団体 1 名以上の参加。
(2) 本事業展覧会、シンポジウムへの参加。	(2) 本事業展覧会、シンポジウムへの参加。
(3) 事業実施後 1 ヶ月以内の報告書、収支決算書等の速やかな関連書類の提出。	(3) 事業実施後 1 ヶ月以内の報告書、収支決算書等の速やかな関連書類の提出。
(4) 事業にかかわる画像や資料等公開への同意。	(4) 事業にかかわる画像や資料等公開への同意。
(5) 本事業連携広報活動への協力。	(5) 本事業連携広報活動への協力。
(6) 各団体広報媒体への指定クレジット等記載。	(6) 各団体広報媒体への指定クレジット等記載。
(7) 各参加団体との積極的な連携推進。	(7) 安全対策への配慮、及び必要な保険等への加入。また緊急事態発生に備えた、必要な連絡体制の確保。
(8) 安全対策への配慮、及び必要な保険等への加入。また緊急事態発生に備えた、必要な連絡体制の確保。	

（交付決定及び通知）

第 10 条 理事長は、第 6 条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金交付の適否を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、理事長は助成金の交付を適当と認めるときは、「文化芸術による地域づくり事業」助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、前条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付申請について、虚偽不正の事実があった場合。
- (2) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められる場合。
- (3) 助成金を助成活動以外の活動に使用した場合。
- (4) その他この要綱又はこの要綱に基づく定め違反したと認められる場合。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったときは、助成対象活動のうち既に完了した部分以外の部分に限り、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに附いた条件を変更することができるものとする。

（実施報告書の提出）

第13条 助成金の交付を受けた者又は団体（以下「助成対象者」という。）は、助成対象活動が完了したときは、事業終了後1か月以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、助成対象活動の実施報告書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第3号別紙）
- (2) 交付決定を受けた経費の領収書（写）

（助成金額の確定通知）

第14条 補助金額の確定の通知は、前条に定める実施報告書の提出後すみやかに、「文化芸術による地域づくり事業」助成金交付額決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（助成金交付の時期）

第15条 補助金交付の請求は、前条の通知を受けた後に行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が補助金交付決定の範囲内で前金払いを必要と希望し、次に掲げるものなど理事長が必要であると認められた場合は、第10条の通知があった後に請求をすることができる。

- (1) 会場使用料など前金払いを必要とする経費であり、使用許可書等で金額が確定できる場合
- (2) アーティスト、コーディネーター、ディレクターなどに対する出演料・謝礼金・委託料などあらかじめ契約書、請求書などで確認ができる場合

（助成金交付の請求）

第16条 前条第1項による助成金交付の請求は、「文化芸術による地域づくり事業」助成金請求書（様式第4号）により行わなければならない。

2 前条第2項による助成金の請求は、「文化芸術による地域づくり事業」助成金請求書（前金払）（様式第5号）により行わなければならない。また、当該請求に対する通知は「文化芸術による地域づくり事業」助成金（前金払）額決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（書類等の整備保管）

第17条 助成対象者は、当該助成対象活動にかかわる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第18条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は当該職員に質問をさせることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付いた条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をと

るべきことを指示することができる。

- 3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(書類の閲覧)

第 19 条 理事長及び助成対象者は、第 6 条、第 10 条及び第 13 条に定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、助成対象者の個人情報のうち氏名を除いた部分は閲覧に供しないものとする。

- 2 前項の閲覧を行う期間は、助成金を交付した日から 2 年間とする。ただし、様式第 2 号及びその添付書類又はその写しについては、当該書類を理事長に提出した日から 2 年間とする。

- 3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は、次の表のとおりとする。

	理 事 長	助成対象者
閲覧場所	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 ヨコハマ創造都市センター 住所：横浜市中区本町 6-50-1 電話：045-221-0325	助成対象者が指定する場所
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前 11 時 00 分から午後 18 時 00 分まで。 (休館日・開館時間変更があるため、要事前連絡。)	助成対象者が指定する時間

(情報公開)

第 20 条 理事長及び助成対象者は、対象活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほかは、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。